

## 電気新聞及びホームページ 公告文

---

### 民間自主規格の改定について

日電規委 30 第 0026 号  
平成 30 年 10 月 12 日  
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会では、民間自主規格の改定について、平成 30 年 11 月の委員会で評価することを予定しておりますのでお知らせいたします。ご意見のある方は、理由を付して文書でご提出ください。

#### 1. 件名

- (1)「高調波抑制対策技術指針」(JESC Z0002(2013))の改定について(高調波抑制対策専門部会)
- (2)「自家用電気工作物保安管理規程」(JESC E0021(2013))の改定について(需要設備専門部会)

#### 2. 案件の趣旨、目的、内容等について

- (1)「高調波抑制対策技術指針」(JESC Z0002(2013))の改定について

##### a. 要請した委員会

高調波抑制対策専門部会(事務局:一般社団法人 日本電気協会)

##### b. 趣旨、目的、内容等

本指針は、平成 6 年に資源エネルギー庁により「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン」が制定され、これを解説、補完する民間自主規格として、平成 7 年に日本電気協会において制定されました。

今回、前回改定(平成 25 年 10 月)から約 5 年が経過し、本指針に関してよせられた改定要望・問合せ事項等について検討し、改定が行われるものです。

- (2)「自家用電気工作物保安管理規程」(JESC E0021(2013))の改定について

##### a. 要請した委員会

需要設備専門部会(事務局:一般社団法人 日本電気協会)

##### b. 趣旨、目的、内容等

本規程は、自家用電気工作物の保安確保のために、電気事業法に規定されている事項を踏まえ、自家用電気工作物の設置者、電気主任技術者、保安管理業務受託者、保安業務従事者等、電気保安に携わるものが遵守すべき事項、設備保安に係る具体的な事項(巡視・点検・検査等)に関する内容をまとめた民間自主規格として、平成 19 年に日本電気協会において制定されました。

今回、前回改定（平成 25 年 3 月）から約 5 年が経過し、需要設備専門部会でのアンケート調査等を基に検討し、改定が行われるものです。

3. 民間自主規格の発行予定  
平成 30 年 11 月以降

4. 問い合わせ先・意見提出先

以下に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。また、郵送や電子メールによる資料の送付も行っていますので、その際はお問い合わせください。ただし、郵送をご希望の場合、コピー代及び郵送料については実費のご負担をお願いいたします。

（問い合わせ先・意見提出先）

日本電気技術規格委員会 事務局（一般社団法人 日本電気協会 技術部）

住 所：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1

有楽町電気ビル北館 4 階

電 話：03-3216-0553（内線 270）

ファックス：03-3216-3997

電子メール：委員会の HP（<http://www.jesc.gr.jp>）の「お問い合わせ」フォームからお願いいたします。

5. 意見提出期間

受付開始日：平成 30 年 10 月 12 日（金）

受付終了日：平成 30 年 11 月 12 日（月）

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先（住所、電話番号、ファックス番号又は電子メールアドレス）を明記の上、書面又は電子メールにてご提出ください。

また、いただきましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又は全てが公開される可能性があることをご了承ください。

備考：日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として、平成 9 年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。